

令和 年 月 日

八代市長 あて

## 確 約 書

## 住所：

氏名：

印

電話番号：

八代市公共下水道施設公共ます設置要綱第5条の規定に基づき、保有する下記の土地において、公共ますが設置された日より3年以内に家屋が新築されることを確約します。なお、家屋が新築されるまでは下記土地に設置された公共ますの維持管理を行うことを併せて確約いたします。

記

## 確約する土地の住所

## 添付書類：位置図、字図、登記事項要約書

※裏面に八代市公共下水道施設公共ます設置要綱の抜粋を記載

## 八代市公共下水道施設公共ます設置要綱 拠粋

### (公共ます設置の有無)

第5条 空地、農地、駐車場等には、原則として公共ますを設置しない。ただし3年以内に家屋が新築されることが明らかである場合又は将来、公共ますを設置することが困難と判断される場合は、公共ますを設置することができる。

2 公共ます設置後、土地所有者が譲渡、贈与、借地等により一敷地を分筆した場合は、公共ますを設置することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、後日、宅地化され家屋が新築された場合又は新築されることが明らかである場合は、この告示の規定に基づき、設置することができる。